

東京第一会計ニュース

2012(平成 24)年1月1日発行

No.92 CONTENTS

新年のご挨拶

第33回 末広会総会のご報告

未広会年間行事

顧問先紹介【大倉インターナショナル株式会社】

ワンポイント税務 雇用促進税制

クローズアップ 未払残業代から会社を守る

確定申告に向けて ゴルフ会員権の譲渡

初
は

いしづえ

2012

迎春



ワンポイント税務

「雇用促進税制」

要件をすべて満たしていることが必要です。

平成23年6月30日、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が公布・施行されました。

今回のワンポイント税務では、創設された「雇用促進税制」について取り上げます。

雇用促進税制の創設

雇用促進税制とは、前年より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事業主が、法人税（または所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。適用要件を満たした場合に雇用者増加数1人当たり20万円の特別税額控除を受けることができます。ただし、当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）が限度になります。

この制度は、所得控除ではなく税額控除ですので、20万円の税額控除とは、法人税率が18%であった場合は、すなわち110万円相当（ $20\text{万円} \div 18\%$ ）の経費が計上できたことと同様の効果があります。

また、法人都民税と法人市民税は、法人税額に税率を乗じて算出することから、こ

れらの税金にも間接的に減税効果が及ぶことになります。

適用要件

この制度の適用を受けるためには、次の

対象となる事業主の要件

- ◆青色申告書を提出する事業主であること
- ◆適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◆基準雇用者数 ≥ 5 人（中小企業の場合は2人以上）

※基準雇用者数とは、次の算式により計算した数をいいます。

$$\text{基準雇用者数} = \text{当期末の雇用者の数} - \text{前期末の雇用者の数}$$

- ◆基準雇用者割合 $\geq 10\%$

※基準雇用者割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{基準雇用者割合} = \frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者の数}}$$

- ◆給与等支給額 \geq 比較給与等支給額

※給与支給額とは、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等（雇用者に対して支給するものに限られます）の支給額をいいます。

※比較給与等支給額とは、次の算式により計算した額をいいます。

比較給与等支給額

$$= \text{前事業年度の給与等支給額} + (\text{前事業年度の給与等支給額} \times \text{基準雇用者割合} \times 30\%)$$

- ◆風俗営業等を営む事業主ではないこと

- ◆適用を受けようとする事業年度が、下記の事業年度ではないこと

設立（合併による設立を除く）の日を含む事業年度

解散（合併による解散を除く）の日を含む事業年度

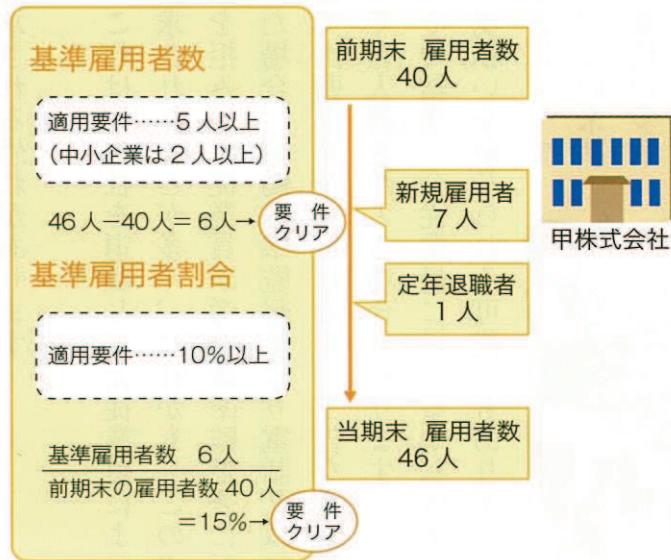
清算中の各事業年度

平成23年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度。

※個人事業主の場合は、平成24年1月1日～平成26年12月31日までの各暦年。

適用年度

では左記の場合は、適用要件を満たしているでしょうか。



甲株式会社は、当期末までの期間に7人の新規雇用者がいます。また、当期末までに定年退職した者がいるので、当期末の雇用者は46人です。よって、基準雇用者数は6人（右記の計算を参照）であり、適用要件の基準雇用者数5人以上（中小企業の場合2人以上）を満たしています。基準雇用者割合は、15%（右記の計算を参照）です

で、適用要件の基準雇用者割合10%以上

の増加を満たしています。

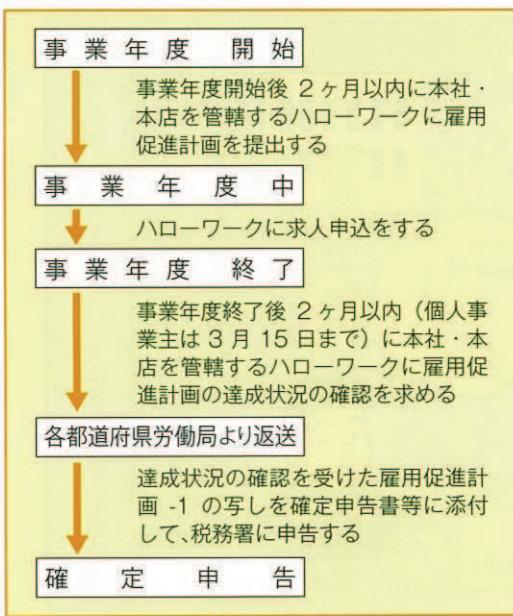
この他の適用要件をすべて満たした場合には、税額控除を受けることができます。

適用を受けるには

適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」の提出が必要です。

事業年度開始後2ヶ月以内に雇用促進計画をハローワークへ提出します。そして、事業年度終了後2ヶ月以内にハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求める

と、達成状況の確認を受けた雇用促進計画が返送されますので、その写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告します。



注意点としては、事業主都合の離職者がいないことが要件となっていることです。背景には、事業主都合により意図的に従業員数を減少させて、補充要員を採用するこ

とによって当該税額控除を受けようとする

ことを回避するという趣旨があります。

また、増加は従業員の数ではなく、雇用保険の一般被保険者の数であるという点にも注意が必要です。この制度における雇用者とは、使用人のうち雇用保険の一般被保險者であるものをいい、使用人には役員の特殊関係者及び使用人兼務役員は除かれます。

雇用保険には、一般被保険者以外に高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者という被保険者の範囲があります。（表1）

一般被保険者
・65歳未満の常用労働者 (下記の3つの被保険者 以外の者)
高年齢継続被保険者
・65歳を超えて引き続き 雇用される者等
短期雇用特例被保険者
・季節的に雇用される者
日雇労働被保険者
・日々雇用される者、30 日以内の期間を定めて 雇用される者

表1 雇用保険 被保険者の範囲

一般被保険者とは、いわゆる正社員やパートタイマー（1週間の所定労働時間が20時間以上）が該当します。

従業員に適用要件を満たす増加数があったとしても、雇用保険の加入手続きを失念していた場合はハローワークによる確認の対象にならず、税額控除の適用になりませんので、ご注意ください。

クローズアップ 未払残業代から会社を守る

雇用問題は会社の経営に大きな影響を与えます。近年では、従業員から未払残業代を請求される場合が増加しており、注意すべき課題となっています。「当社では、残業手当を支払っているから問題ない。」「当社では、雇入れの際、残業代を支払わない事を説明しているから大丈夫。」と思われていませんか?このような場合でも、残業代を請求される恐れがあります。

「クローズアップ」

多々あります。



これは、会社を退職した元従業員により請求されることが多く、会社がもしこの支払を拒み、元従業員が労働基準監督署に訴えた場合、労働基準監督署より電話又は書面で出頭要求がなされるか、予告なく抜打ちで立入調査が入る場合もあります。

その結果、全従業員に対する未払残業代の支払いを命じられる可能性もあります。

場合によつて

は、この未払残業代が多額となることもあります。

例えば、次の場合にはいくら未払残業代を支払う必要があるでしょうか。

ケーススタディ

甲株式会社 御中

未払残業代 616,000円

= 残業時間 × 残業割増時給
= 560 時間 × 1,100 円

・ 残業時間 560 時間
= 1年間出勤日 280 日
× 勤務期間 2 年
× 1日の残業時間 1 時間

・ 残業割増時給 1,100 円
= 時給 880 円 × 1.25 倍

さらに ※付加金が課された場合
616,000 × 2 倍 = 1,232,000 円

Aさんは、過去に勤めていた甲株式会社に未払残業代の請求をしています。Aさんは2年間(1年の出勤日280日とする)、1日1時間残業していましたが、残業代の支払がありませんでした。

甲株式会社

請求

Aさん

厚生労働省は、平成23年10月19日に「監督指導による賃金不払残業の是正結果」を発表しています。

代の支払いを要求された場合、会社の存続にも影響が出てしまうのではないでしょか。

年 度	企業数	労働者数 (人)	支払金額 (万円)	一人平均支払金額 (万円)
18年度	1,679	182,561	2,271,485	12.44
19年度	1,728	179,543	2,724,261	15.17
20年度	1,553	180,730	1,961,351	10.92
21年度	1,221	111,889	1,160,298	10.37
22年度	1,386	115,231	1,232,358	10.69

ここ数年では、100万円以上割増残業代を支払った会社は減少傾向にあるものの、今後も会社経営に大きな影響を与えることが考えられ、無視できない問題です。

もしこの状況で、労働基準監督署の立ち入り調査が入り、従業員全員分の未払残業代

問題となる場合

もともと残業代の支払をしていない場合はもちろんのこと、次のような場合にも、未払残業代の請求がされる場合があります。具体的な内容を確認していきましょう。

Q 私の会社は、新規雇入れをする時には、残業代を支払わないことを説明しています。このような場合にも未払残業代として後々請求されることはありませんか。

A 未払残業代を請求される可能性があります。入社前に約束していた場合でも、法律上ではあくまでも当該約束自体が違反ですので、労働基準監督署に訴えられた場合には、未払残業代の是正勧告が出される可能性があります。

Q 私の会社では、残業の指示を出していませんが、仕事が終わらないときは従業員が自発的に残業しております。このような自発的な行動である場合にも、未払残業代を請求されますか。

A 未払残業代を請求される可能性があります。ただし、従業員が自発的に行っているため実際に問題となる場合は少ないと私は思います。雇用者が自発的残業を知りながら続けさせていた場合、残業を容認したことになります。

Q 管理職についているBさんには、労働基準法が、管理職の労働時間の規制を適用除外していることから残業代を支払っていません。

A 未払残業代を請求される可能性があります。これは大企業でも大きく取り上げられている問題ですが、名ばかりの管理職である場合には、労働基準法による管理監督者に該当せず、通常の社員と同様に未払残業代を支払う必要があります。

労働基準法による管理監督者とは、次の条件を満たす必要があります。

- 1 経営者と一体的な立場
- 2 労働時間を管理されない
- 3 管理者にふさわしい待遇

講すべき対策

このような企業の財政に影響を与える未払残業代について、あらかじめ対策を講ずる必要があります。

①就業規則の見直し

特に見直しにより明記が必要となる事項は、給与の内訳に時間外手当部分が含まれているということです。給与明細でも分けて記載する必要があり、実際の残業代とかけ離れないよう設定する必要があります。

実際の残業代と、時間外手当部分がかけ離れている場合には、追加で未払残業代の支払義務が発生するため設定は慎重に行う必要があります。

②タイムカード・出勤簿の作成

タイムカード等がない場合、実際に未払残業代が請求された際、残業時間を会社側から証明ができず、従業員側からの手帳のメモ等で話し合いが進むことになり、不利な結果を招く場合があります。

皆様の会社の残業代の支払状況は問題なかったでしょうか。不安な点がありましたら、社会保険労務士にご相談下さい。

譲渡所得の求め方

$$\text{譲渡収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) = \text{譲渡損益}$$

*購入代金・名義書換料・仲介手数料などを
譲渡収入金額より差引く。

譲渡益の場合

$$\text{譲渡益} - \text{特別控除額 } 50 \text{ 万円} = \text{譲渡所得}$$

*売却益を限度として50万円まで特別控除が出来ます。

*ゴルフ会員権の所有期間が5年超の場合には、特別控除額差引後の金額の1/2となります。

譲渡損の場合

*事業所得や不動産所得、あるいは給与所得等より控除出来ます。

これを **損益通算** といいます

ゴルフ会員権を譲渡した場合はどうなるの?

購入時においては高価であったゴルフ会員権が、現在では値下がりしている状況にあって、その損失を少しでも補填しようと考えるならば、預託金を返還してもらうか、売却による損益通算を適用するかの選択に

確定申告に向けて

なってしまいます。売却した場合は、確定申告が必要になります。

ゴルフ会員権は株主としての会員権又は預託金等を預託しての会員権などに区分されますがいずれの場合であっても、個人がこれらのゴルフ会員権を売却した時は譲渡所得として事業所得や不動産所得あるいは給与所得などの所得と合わせて総合課税されます。

ゴルフ会員権の取得が相続であったりすると、その購入代金がわからない事が多いと思われますが、その際は売却価格の5%を取得費としてもかまいません。ただし、相続の際に支払った名義書換料などについては取得費に含める事が出来なくなります。

その他、ゴルフ会員権の譲渡時において、そのゴルフ場経営会社が破産等をした場合における売却時の損失は譲渡所得の損失とはならず給与所得等との損益通算は出来ない事となりますので注意が必要です。また、預託金方式のゴルフ会員権について、その預託金の返還請求による損失があつた場合においても、譲渡所得に該当しない為、やはり損益通算は出来ませんのでご注意ください。

あけましておめでとうございます。
昨年、(財)日本漢字能力検定協会が
発表した2011年を表す漢字は『絆』で
した。東日本大震災や台風による大
雨被害など大規模な災害の経験から
家族や友人との絆、助け合う人々の
絆など、多くの人が絆の大切さを実
感した年でした。

そこで、こんなニュースを思い出
しました。被災地の仮設住宅は、買
い物に不便な場所にあることが多く、
入居している高齢者や障害者の方が
買い物弱者になりかねません。そこ
で買い物代行サービスが始まりまし
た。仮設住宅の入居者から依頼を受け、
食品や日用品を買い届けるというも
のです。この買い物代行サービスは、
安否確認や仮設住宅入居者の心を癒
すという大きな役割も果たしている
そうです。このような買い物代行サー
ビスは被災地の各地で実施されてい
ます。

人と人の『絆』を大事にしていきた
いと改めて考えさせられました。
私たち編集部は、「基礎」が皆様との『絆』
を繋ぐことができるような誌面作り
に努めてまいります。
本年もよろしくお願ひいたします。
(編集部)

編集後記

